

別記様式第5の1（第26条関係）

地域活性化総合特別区域指定申請書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

北海道下川町長 安 齋 保

総合特別区域法第31条第1項の規定に基づき、地域活性化総合特別区域について指定を申請します。

◇指定を申請する地域活性化総合特別区域の名称

森林総合産業特区

①指定申請に係る区域の範囲

i) 総合特区として見込む区域の範囲

下川町全域

ii) i) の区域のうち、個別の規制の特例措置等の適用を想定している区域

森林総合産業システムによる経済的自立に係る特例措置：下川町全域

iii) 区域設定の根拠

下川町は、64,420ha（東京23区の面積に相当）の面積を有し、森林面積は56,977ha（88%）で、そのうち国有林が48,580ha（85%）であり、古くから森林・林業を基盤として発展してきた日本でも有数の森林・林業の振興地域である。

こうした状況下にあつて、地域資源である森林を活かし、半世紀にわたる取り組みによって、森林共生型社会構築のノウハウを蓄積してきた。

現在では、国有林と町有林の間で共同施業団地協定を締結し、施業の効率化などを進めようとしているとともに、地域の自立に向け、資源や知恵を最大限に活用し持続的発展を目指そうとしている。

このように、地域における歴史的な背景や現状、さらに地域経済の実情や今後の展開などを勘案し、地域活性化総合特別区域を下川町の全域を区域として設定する。

## ②指定申請に係る区域における地域の活性化に関する目標及びその達成のために取り組むべき政策課題

### i) 総合特区により実現を図る目標

#### ア) 定性的な目標

地域の持続的発展のためには地域資源の有効活用と地域内循環システムの構築を図り、地域の優位性を活かした取り組みを進め、適正な森林管理を通して素材生産量の増大を図り、雇用機会の創出、森林施業の効率化、木材流通の一体化などを加速する必要がある。

森林施業の集約に応じた、低コストで自立型林業の実現を目指し、先進林業機械の導入、気候変動による森林内の環境要素変化に対応した林業機械の改良並びに的確な人材育成をシステム化することで、さらなる地域特性の強化につながり、日本国内を代表する山村地域として、他地域のモデルとなり、リードできる技術・人材の移出展開が可能な産業を育成することを目指す。

また、地域内で産出された木材を効率的に流通させるために、加工流通システムを高度化し、価格及び品質管理において競争力のある産業化を目指す。

こうして、豊富に産出される森林資源や知恵を最大限に利活用し、森林総合産業を構築して、地域の経済的自立を促し、地域の持続的発展を図る。

こうした山村地域の活性化の取り組みは、我が国の木材自給率の向上と持続的な森林管理モデルの普及に大きく寄与する。

さらに、これらの取り組み拠点を地域内に整備することで、人材の育成及び研究技術の開発とともに地域に根づいた活動を通して、包括的な指導協力体制が地域資源として確保され、国内山村地域を代表する産業技術の集積と、同時にアジア諸地域等に対して技術交流が可能な体制づくりが構築され、アジアの中の日本として国益の増進に寄与できる地域を目指す。

### ※解説①(P20)を参照

#### イ) 評価指標及び数値目標

評価指標－1：素材供給量

数値目標－1：町内 13,704 m<sup>3</sup>（平成 23 年）→40,000 m<sup>3</sup>（平成 27 年）

評価指標－2：林業・林産業生産額

数値目標－2：240,864 万円（平成 23 年）→300,000 万円（平成 27 年）

評価指標－3：林業・林産業従事者数

数値目標－3：270 人（平成 23 年）→350 人（平成 27 年）

評価指標－4：森林整備に係る木材生産効率

数値目標－4：10 m<sup>3</sup>/人・日（平成 23 年 8 月）→15 m<sup>3</sup>/人・日（平成 27 年）

評価指標－5：林道網整備

数値目標－5：6.7km/年（平成22年）→20km/年（平成27年）

評価指標－6：木質バイオマス原料量

数値目標－6：3,500t（平成23年）→11,000t（平成27年）

## ウ) 数値目標の設定の考え方

■数値目標（1）「素材供給量」の目標達成に寄与する事業としては、林業システム革新として①共同施業団地化推進事業、②森林資源量解析事業、③高密度連絡路網整備事業、④欧州普及型高性能林業機械導入・改良事業及び林産システム革新（林産システム革新事業、F S C森林認証拡大事業）を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通りとする。

- ・林業システム革新：80%
- ①：60%
- ②～④：20%
- ・林産システム革新：20%

■数値目標（2）「林業・林産業生産額」の目標達成に寄与する事業としては、林業システム革新として、①共同施業団地化推進事業、②森林資源量解析事業、③高密度連絡路網整備事業、④欧州普及型高性能林業機械導入・改良事業及び林産システム革新（林産システム革新事業、F S C森林認証拡大事業）及び地域産木材の利用拡大を想定している。

現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通りとする。

- ・林業システム革新：60%
- ①：30%
- ②～④：30%
- ・林産システム革新：30%
- ・地域産木材の利用促進：10%

■数値目標（3）「林業・林産業従事者数」の目標達成に寄与する事業としては、林業システム革新として①共同施業団地化推進事業、②森林資源量解析事業、③高密度連絡路網整備事業、④欧州普及型高性能林業機械導入・改良事業及び林産システム革新（林産システム革新事業、F S C森林認証拡大事業）及び人材育成システム（人材育成事業（林業機械調査・研修、フォレストセンター開設））の構築及び地域産木材の販路拡大と利用拡大を想定している。現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通りとする。

- ・林業システム革新：50%
- ①：30%

②～④：20%

- ・林産システム革新：30%
- ・人材育成システム構築：10%
- ・地域産木材の利用拡大：10%

■数値目標（4）「森林整備に係る木材生産効率」の目標達成に寄与する事業としては、林業システム革新として①共同施業団地化推進事業、②森林資源量解析事業、③高密度連絡路網整備事業、④欧州普及型高性能林業機械導入・改良事業及び林産システム革新（林産システム革新事業、FSC森林認証拡大事業）及び人材育成システム（人材育成事業（林業機械調査・研修、フォレストセンター開設））の構築を想定している。現時点で想定する各事業の寄与度は以下の通り。

- ・林業システム革新：60%
- ①：20%
- ②～④：30%
- ・林産システム革新：10%
- ・人材育成システム構築：40%

■数値目標（5）「林道網整備」の目標達成に寄与する事業としては、③高密度連絡路網整備事業を想定している。

- ・③高密度連絡路網整備事業：100%

■数値目標（6）「木質バイオマス原料量」の目標達成に寄与する事業としては、林業システム革新として①共同施業団地化推進事業、②森林資源量解析事業、③高密度連絡路網整備事業、④欧州普及型高性能林業機械導入・改良事業及び林産システム革新及び木質バイオマスの生産を想定している。

- ・林業システム革新
- ①：30%
- ②～③：10%
- ④：10%
- ・木質バイオマスの生産：50%

## ii) 包括的・戦略的な政策課題と解決策

### ア) 政策課題

#### <<地域林業・林産業の再生＝森林総合産業の確立>>

森林総合産業の構築のためには、林業・林産業経営におけるコスト削減と木材加工の高付加価値化による収益性の確保が大きな課題となっている。

林業では、現状の森林管理は、森林整備のための補助金によって自己負担の軽減を図り促進している状況にある。また、林産業については外国産材との質、量、価格についての競合関係があり、常に外国産材の動向に左右される厳しい状況の中、施設整備にあたっては、補助事業等の導入が不可欠となっている。

地域の基幹産業である森林・林業の経済的自立を図るためには、森林施業の効率化と低コスト化、さらには木材加工流通システムの高度化、製品の高付加価値化及び販路拡大を図るなど、システムの構築と最適化が求められている。

## 【解説②】P22参照

### ◇対象とする政策分野：r) 森林・林業再生

#### イ) 解決策

上記課題解決に向けて、林業・林産業におけるあらゆるコスト要因において高効率化と大規模集約化を図り、官民一体となり英知を結集して、コスト削減の実現と森林整備への再投資が可能な森林総合産業モデルを構築する必要がある。

コスト要因を林業システムと林産システムに大別し、それぞれにおける政策的解決策は以下のとおりである。

#### a) <<地域林業・林産業の再生：林業システム革新>>の解決策

林業システムにおけるコスト要因は、非効率な森林施業体制にあり、森林資源量や伐採区域の把握方法、路網密度、機械性能、作業員の能力まで総合的に改善を図らなければならない。また、施業面積の大規模化によるスケールメリットにより一層のコスト削減が必要である。

このため、具体的に以下①～⑤までを実現する実証モデルの構築が必要である。

- ① 共同施業団地化推進事業
- ② 森林資源量解析事業
- ③ 高密度連絡路網整備事業
- ④ 欧州普及型高性能林業機械導入・改良事業
- ⑤ 人材育成事業（作業員能力の向上含む）

また、これらの実現のためには、予算の集中投入、規制の緩和などにより、地域における最適な林業システムの基盤を整える必要がある。

#### b) << 地域林業・林産業の再生：林産システムの革新>>

林産システムにおけるコスト削減のためには、面的・量的に拡大される森林資源を背景に、資源運搬に係る流通コストの削減に加え、ICT（注1）活用による一連の原材料製品サプライチェーン管理システム（注2）を確立する必要がある。

また、FSC 森林認証材（注3）など国際的な認証を取得した木材を、スケールメリットの拡大に合わせて安定的かつ大量に供給する体制を整えることで、他地域商品との差別化と高付加価値化につながり、林産システムの収益増進を図ることができる。

また、東京都港区で実施されている「みなとモデル二酸化炭素固定認証制度」などによる都市自治体との連携による木製品の販路拡大などを積極的に行っていく必要がある。

これらシステムの実効性を示すために、市場規模は小さいながらも地域内で得られた木材を地域内で加工消費することにより、実証することが必要である。

林地残材等の木質バイオマス原料も、スケールメリットによる収集コストの低減と原料の増加が図られ、地域内エネルギー自給の基盤とすることができるとともに、林産業としての追加的収益が見込まれる。

このことから、小規模分散型再生可能エネルギー供給システムに対する供給はもとより、将来的には、地域外の火力発電所等への供給など経済的な拡大を目指す。

これらの実現により、地域全体でのエネルギーを含めたトータル収支の黒字化を実現することができる。

IICT（Information and Communication）は、情報通信技術。IT（Information Technology）の「情報」に「コミュニケーション」（共同）性が加えられたもの。ICTは、ネットワーク通信による情報・知識の共有が念頭に置かれている。

2 サプライチェーンは、物流システムをある1つの企業の内部に限定することなく、複数の企業間で統合的な物流システムを構築し、経営の成果を高めるためのマネジメントのことである。なお、この場合の「複数の企業間」とは旧来の親会社・子会社のような企業グループ内での関係に留まらず、全く対等な企業間で構築される物流システムもサプライチェーン・マネジメントと呼ばれる。

3 FSC（Forest Stewardship Council、森林管理協議会）は、木材を生産する世界の森林と、その森林から切り出された木材の流通や加工のプロセスを認証する国際機関。その認証は、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかなない、経済的にも継続可能な形で生産された木材に与えられる。

### ※政策課題間の関係性について

林業システムと林産システムの課題については、従来の林産物の供給側と需要側の関係にあり、非常に緊密な関連性を持っている。地域内での林業・林産業の再生のためには、両課題を同時に解決し連動することで初めて成果を生むものである。

すなわち、面的な広がりを持って効率的に大量生産された木材を、高効率化された加工流通システムによって製品化することで、さらに利用が進み、地域内の収益が拡大することで、雇用の確保と経済的な永続性を実現することができる。

また、このシステム実現にあたっては、人材の育成も同時にシステム化する必要があり、地域にモデル構築に関するノウハウを蓄積することで、東日本大震災被災地を含む国内外の森林所有自治体への移出展開が可能となる。

### iii) 取組の実現を支える地域資源等の概要

#### ①地域の歴史や文化

下川町は町面積64,420haのうち、約90%を山林に囲まれており、開拓当時から住民と山林のつながりが深い。昭和初期から製材工場が操業され、昭和41年には13工場を数え、地域における重要な雇用の場となった。

一方、町有林は昭和26年の「国有林野整備臨時措置法」の施行により、昭和28年に1,221haの払い下げを受け、町有林野特別会計を設けて本格的な林業経営を始めた。

昭和29年には、台風による風倒木被害により天然林択伐施業から皆伐人工林施業へと経営手法を転換した。その後、林業経営は町の直接施業から森林組合を受託者とする全面委託施業へ変更したことで、地域の雇用・就業機会が創出された。

平成6年からは、国有林1,902haの買受けと国有林野の分収造林設定が進み、現在4,540haに至っている。面積拡大により、毎年50ha造林と60年伐期による「循環型森林経営」が可能となるとともに、生産事業、撫育事業、造林事業、林道開設事業などを計画的に実施し、地域内の経済の足腰強化とともに、林業経営の核となる森林組合の育成強化へつながった。

その後、環境に配慮する時代変化に対応するため、平成15年には、北海道で初めて、町有林、国有林及び私有林が一体となって環境・経済・社会に配慮した森林認証（FSC）を取得し、現在の認証林面積は6,900ha余りとなっている。

#### ②地理的条件

下川町は市街地や農地を取り囲むように国有林や町有林、私有林が存在し、大きな河川や分水嶺によって行く手を阻むことがない平坦な地形にあることから、森林施業管理の時間の省力化を図ることができる。また、地域を国道と道道が十字となるように幹線が整備されていることから、木材の搬出までのアクセスが良好である。これらの諸条件は本提案にある森林・林業の再生に関する一連の取り組みを実施する上で大変に有利な条件となる。

#### ③社会資本の現状

下川町は面積の約90%が山林であるが、そのうち国有林の割合は85%の48,580haとなっており、先に掲げた「循環型森林経営」を展開するためには、国有林との共同施業団地の拡大など、協働が欠かせないものとなっている。

下川町では、これまで林道開設・整備に時間と資本を投下してきたが、資本整備によって町有林等の施業管理の効率を高次元に維持させることができる。また、既設の林道を結び付けるように毛細的な林道網を整備・開設することで、小林班単位での施業管理が可能となる。

#### ④地域独自の技術の存在

森林組合では、森林からの木材資源を有効活用する「ゼロエミッション」（注1）の考え方により、利用価値が無いとされていた、間伐等で発生した細材や枝葉を独自の加工技術によって製品化に成功している。

#### 【解説③】P22参照

1「ゼロエミッション」は、1994年に国連大学が提唱した「ゼロ・エミッション研究構想」のなかで示された概念。廃棄物として捨てられているものを有効活用することによって、廃棄物の発生量を減らし、燃やしたり埋立てたりすることを極力減らすこと。ある一定のまとまりをもつ産業を産業クラスターとし、産業クラスター間で廃棄物を相互利用することで資源を活用し、全体として資源消費と廃棄物発生を低減させようという考え方。

#### ⑤地域の産業を支える企業の集積等

下川町は、近隣地域に比べ製材業の継続的経営が行われている地域である。要因としては、大手自動車メーカーへの梱包材供給や大手製紙会社へのパルプチップ供給など、各企業が得意分野に特化して、独自の販売範囲とFSC認証を活かした経営手法によって地域に存在する多彩な企業群を形成しており、地域製材業の多彩性は地域産業の粘り強さを発揮している。

また、森林の持つ新たな価値の創造として、環境省によるJ-VER制度を活用し、都市・企業とのパートナーシップによる森林づくりを展開している。

#### 【解説4】P23参照

#### ⑥人材、NPO等の地域の担い手の存在等

平成17年に設立された森林に関連したNPO団体は、森林施業から発生する枝葉に価値を付加した製品の製造販売を手掛けるとともに、森林が有する人間に対する療法的効用の実証的実践とその普及を推進している。また、森林が有する機能性に着目した文化の創造にも取り組み、さまざまなネットワークを地域内外に張り巡らせており、これらのネットワークから地域に移住しNPO事業の従事する人材を輩出している。この存在は、裾野の広い思考、新たな視点による文化的価値の創造、産業振興における機会づくり及び地域内のネットワーク形成に寄与している。

#### ⑦地域内外の人材・企業等のネットワーク

地域における森林総合クラスターの創造を目指し、クラスター推進部を第3セクター内に設置し、これまで森林創造、バイオマス利用、カーボンオフセットなど先駆的な事例に取り組み、町外とのネットワーク形成を確立している。

また、全国に先駆けて、「下川町森林(もり)づくり寄付条例」を創設し、現在までに27,570千円が寄付され、毎年の町有林の撫育造成に活用している。地域住民やふるさと下川会など地域関係者を通じて、ふるさとの森づくりを応援する力の強さを示すもので



ある。

さらに「プラチナ企業の森」を設定し、環境先進企業にネーミングライツを付与し、協賛することにより、企業としての社会的責任と環境に配慮した姿勢を示す機会づくりを提供し、協賛する大手自動車メーカーなどからの資金を活用して毎年計画的な森林管理を実施している。また、カーボンオフセットに取り組む企業と森林パートナー協定を締結している。

### ⑧その他の地域の蓄積

近年、森林組合を中核として、林業の町としての情報発信を重層的に展開してきた。森林組合には、全国各地からの若いIターン・Uターン者も多く存在し、林業従事エントリー待機者は30人を超える状態にある。

これらの担い手は、地域の枠にとらわれることがなく、新たな施業手法や社会システムの変革に柔軟に対応できる素地を有するとともに、地域住民として地域古来の文化に触れながら新たな文化や生活様式を編み出すことから、緩急様々な地域文化の創造が期待できる。

## ③ 目標を達成するために実施し又はその実施を促進しようとする事業の内容

### i) 行おうとする事業の内容

#### << 地域林業・林産業の再生：林業林産システムの革新 >>

森林総合産業の確立のためには、林業・林産業経営におけるコスト削減と高付加価値化による収益性の確保が大きな課題となっている。

この地域課題を解決し、自立型の持続的な森林経営を確立し、同時に林産システムを高度化し、質・量ともに競争力のある産業として育成していくことを目標として以下a)～d)の事業を展開する。

#### ア) 事業内容

##### a) 林業システムの革新

林業システムの革新の取組として下記の①～④の具体的取組を展開する

##### ①共同施業団地化推進事業

■共同施業団地を拡大し、相互に連携し共同管理による集約化を図る。

具体的な方策として、共同施業団地化の拡大を促進する。

■現在の4,745haの共同施業団地を5か年間で5倍程度に拡大し、面的な広がりを実現する。支援措置としては、国有林の分収林制度の活用や共同施業団地の拡大に伴う高密度路網連結整備のための財政支援措置が必

要となる。

→共同施業団地推進に係る財政支援措置

◎関係する数値目標：素材供給量、林業・林産業生産額、林業・林産業従事者数、森林整備に係る木材生産効率、木質バイオマス原料量

## ②森林資源量解析事業

- 地域内の森林資源量について、ICT技術を用いて効率的かつ一元的に集積し相互利用する。集積されたデータはハーベスター等の車載GISにて相互利用を可能とする。事業開始から2カ年間での整備を目指す。
- 初年度の取組で航空レーザー測量や衛星によるスペクトル解析などの技術活用により、森林の樹種、樹高、密度などを把握する。これを解析することにより地域内の施業対象区域が明確となり、伐採による森林動態（資源量、更新状況）の把握や環境対策、路網設計に対する高効率化が図られる。
- 次年度はこれらのデータを背景に、計画的に森林施業を行い、安定した素材生産につなげ、同時に伐採区域の偏りを防ぐなど環境に配慮した施業体系を確立する。
- 資源解析と計画立案に合わせ、これらの森林情報を一元的に管理し相互利用できる通信環境を整える。具体的には、森林内の携帯電話やインターネット通信環境を改善し、地域内通信網の充実を図る。

→森林資源量解析に係る財政支援措置

◎関係する数値目標：素材供給量、林業・林産業生産額、林業・林産業従事者数、森林整備に係る木材生産効率、木質バイオマス原料量

## ③高密度連絡路網整備事業

- 先進林業機械の運用効率を最大化させ、森林からの木材搬出経費の低減を実現し、災害にも強い森林づくりを目指すためには、十分な路網密度の確保が大前提となる。
- 町有林は現在、40m/haの路網密度となっており、基幹林道と作業路を組み合わせて搬出経費の削減に取り組んでいる。しかし、隣接する国有林との連絡路線の整備は進んでいない状況にある。
- 初年度は②の森林資源解析により得られた、森林資源や地形情報を基本に路網整備計画を作成する。
- 次年度以降は施業エリアに応じて継続的に毎年20km程度の路網整備

を進める。

→路網整備に係る財政支援措置

◎関係する数値目標：素材供給量、林業・林産業生産額、林業・林産業従事者数、森林整備に係る木材生産効率、林道網整備、木質バイオマス原料量

#### ④欧州普及型高性能林業機械導入・改良事業

■林業機械導入については、欧州普及型の高性能ハーベスターやフォワーダを導入し、北海道型の多雪・融雪期軟弱地盤への対応など、環境変化に対応した林業機械の改良を施すことで、森林施業の高効率化・低コスト化を図る。

■環境に適応し改良された機械を用い、トレーニングが施された人材を搭乗させ、国有林と民有林を効率的に連絡できる高密度路網を整備することで林内から町内林産施設までの搬出コストを大幅に低減することが可能となる。

■これらの取り組みを具現化するため、林内で使用する林業機械に対しての規制緩和策として、林業機械の林内市町村道走行に対する規制緩和に関する法律、道路法及び道路交通法による車高規制、積載量規制の緩和を提案する。

規制緩和により、欧州普及型大型フォワーダの輸入審査緩和、地域内限定区間で自走による現場間移動、作業現場から加工施設間の直接運搬など現行の法律の範囲なでは行えないコスト削減が可能となる。

■取り組みの初年度は欧州研修を実施し、導入機械の十分な調査及び機械操作並びにメンテナンスの体系化による人材育成を進め、森林資源量解析、路網計画、バイオマス利用計画等と整合する無駄のない機種を選定する。

■次年度、実際の規制緩和の中で機械導入を行い、欧州先進地から講師の招へいやオペレーターの欧州現場研修を実施し、現場での実証段階に入る。3年次以降は北海道型の環境変化に対応した改良を実施し、多雪寒冷地域での検証を進め、他地域での普及方法を検討する。

→機械導入、改良、地域内使用にあたっての林業機械の林内市町村道走行に対する規制緩和に関する法律、道路法及び道路交通法による車高規制、積載量規制の緩和及び機材購入に係る財政支援措置

◎関連する数値目標：素材供給量、林業・林産業生産額、林業・林産業従事者数、森林整備に係る木材生産効率、木質バイオマス原料量

## b) 林産システムの革新

林産システムの革新の取組として下記①～②の具体的取組を展開する。

### ①林産システム革新事業

■現在、町内には9社の林産事業体が個別に事業展開しているが、「林業システム革新」に対応するため、加工・流通全体の管理体制を見直し、流通システムの高効率化と木材加工設備の高度化及び伐採地、材積、出荷先、加工工程等をICT活用等により一元管理することで、町内の森林から搬出される木材を最大効率・最小コストで加工・流通させる。また、製品の付加価値化と販路拡大を図る

■具体的な取り組みとしては、森林内の通信網を確保して、森林GISの相互利用を可能とし、ICTを活用した、伐採現場と製材工場間の「原材料サプライチェーン管理システム」を確立する。

これにより、産出された木材は、ICタグなどにより管理され運搬指示もGIS上で指示が可能となり、混載状態で複数の納品先への配送が可能となる。

■また、「林業システム革新」による素材量の増加に対応するため、木材加工施設設備などについても高度化、高効率化を進めるとともに、町内の林産業事業体が一体となり、加工・流通の一元管理から製品展開・販路拡大をする林産システムを構築する。

このシステム構築により、加工流通全体のコスト削減、設備の高度化、高効率を図られ、外国産材との競争力が強化される。

→林産システム革新事業に係る財政支援措置

◎関連する数値目標：素材供給量、林業・林産業生産額、林業・林産業従事者数、森林整備に係る木材生産効率

### ②FSC森林認証拡大事業

■スケールメリットの拡大に合わせ、FSC森林認証材など地域内で一定の規模を取りまとめ、安定的に供給する体制を整えることで、他地域との商品の差別化が大きく進み地域特性の増大が図られる。

→FSC森林認証拡大に係る財政支援措置

◎関連する数値目標：素材供給量、林業・林産業生産額、林業・林産業従事者数、森林整備に係る木材生産効率

c) 人材育成システム構築の取組として下記①～②の具体的取組を展開する。

①人材育成事業（林業機械調査・研修）

■初年度の欧州研修では、北海道の環境に適した林業機械の選定を行う。また、先進林業機械の使用、修理等に対応できる人材を育成する。2年次以降、国内の現状把握や技術者の維持研修などに際し、欧州などから来日する指導者について3ヵ月以上の長期滞在を鑑み、ビザ発給要件の緩和を提案する。

→出入国管理及び難民認定法のビザ発給要件の緩和及び林業機械調査・研修に係る財政措置

◎関連する数値目標：林業・林産業従事者数、森林整備に係る木材生産効率

②人材育成事業（フォレストセンター開設）

■林業・林産システムなどに関する基礎データの収集からシュミレーションの実施並びに技術指導や教育研修などの人材育成及び国内外とのネットワーク化などを行うハブ機関「しもかわフォレストセンター」を開設し、新たな林業の担い手の育成を図る。

3年目以降について、地域内で林業林産業に従事する際の就業前研修制度や技術維持のための研修制度など地域独自の資格制度創設を実現し日本国内はもとより、アジアの森林所有地域への普及拠点の整備を目指す。

→フォレストセンター開設に係る財政支援措置

◎関連する数値目標：林業・林産業従事者数、森林整備に係る木材生産効率

d) 森林資源の有効活用と利用拡大

①地域産木材の利用拡大

■森林施業面積の拡大による素材生産量の拡大並びにICT活用による加工流通システムの高効率化及び森林施業、加工工程におけるコスト削減により外国産材との競争力を得た地域産材を、スケールメリットを活かし、需要の大きい大手企業への供給や東京都港区のように国産材の利用を促進し地球温暖に取り組む都市自治体との協定など、販路拡大を積極的に展開する。

■地域産木材を使用した構造物建築や什器製造を行い、普及促進をすること

で、地域産木材の利用拡大を図る。また、町内の構造物等の木質化を積極的に進め、町全体を森林デザイン化することによって、町のブランド化を図るとともに、町内に木材の大量需要を創出することで森林資源の販路を確保する。

- 町全体の森林デザイン化については、町内にシンボルゾーンを設定し、事業開始2年目以降集中的に木質化を進め、以後、全町へ展開する。

この具現化を進めるため、事業開始と同時に、構造物等の木質利用の研究及び事業者の育成と技術開発などを進め、木材利用の拡大を図る。また、公共施設はもとより、地域住民の地域材を使用した一般住宅等の新築・改築や什器使用を促進する。

◎関連する数値目標：林業・林産業生産額、林業・林産業従事者数

## ②木質バイオマスの生産

- これまで、林業・林産業から発生する林地残材、端材などの未利用資源を木質バイオマス原料として活用してきているが、施業面積の拡大によるスケールメリットや森林施業の効率化により、林地残材などの収集コストの低減と木質バイオマス原料の増加が図られ、林業・林産業の追加的収益が得られるとともに、エネルギー自給が高まる。
- 具体的な目標としては、現在年間3.5千tの木質原料を年間11千tまで引き上げると同時に、原料供給先となる小規模分散型再生可能エネルギー供給システムの構築を推進し、将来的には、地域外発電所等への原料供給など経済的な拡大をめざす。
- このことにより、これまで地域外に依存してきたエネルギー購入費が地域内循環することになり、原料供給元である林業・林産業の収益増加につながり、地域経済の活性化が図られる。
- また、化石燃料から脱却することは、我が国が目指している地球温暖化防止対策の大きな一助となり、アジア諸国へのモデル展開も可能となる。

→小規模分散型再生可能エネルギー供給システム構築にともなう財政措置

◎関係する数値目標：木質バイオマス原料量

### イ) 想定している事業実施主体

- a) 下川町、下川町森林組合
- b) 下川町、林産業関係者による任意団体
- c) 下川町、北海道大学

d) 下川町、林業・林産業者

### ウ) 当該事業の先駆性

①国有林と共同施業団地の拡大による効率的な森林管理や森林認証林の拡大が期待され地域資源の高付加価値化が促進される。また、環境面や経済面で地域の財産である森林に対し、所管を越えた共有の将来ビジョンが描かれ、持続可能な森林管理が現実のものとなる。

②林業林産業のICT化を国内実証モデルとして実施し、山側から加工側までの一体的な森林資源管理の体制が構築される。これにより山村地域での高効率化モデルが確立し、国と民間が協働した地域再生が図られる。

これまでの林業機械単体導入などではなく、森林資源量把握、路網開設、ICT化、人材育成との組み合わせにより、地域全体の持続性を見通した自立型モデルを構築する。

このことは、全国の山村地域での応用が可能となり、我が国のさらなる成長に大きく寄与する。さらに林産事業改革とバイオマス活用の組み合わせにより、国家的なCo2削減モデルの構築が可能となる。

### エ) 関係者の合意の状況

下川町総合特区推進協議会において取り組みに対する合意を得ている。

### オ) その他当該事業の熟度を示す事項

#### 「下川町森林共同施業団地設定協定」の締結

下川町と上川北部森林管理署は平成22年、「森林・林業再生プラン」の趣旨を踏まえて国有林と町有林で共同施業団地を設定して一体化を図り、効率的で持続的な森林経営を推進することを目的に「下川町森林共同施業団地設定協定」を締結した。

協定期間は平成25年3月までとしているものの、本取り組みの検討は今後も延長することとしており、森林施業の推進及び地域振興を図ることとなる。

#### 「みなとモデルCO2固定認証制度」への参画

平成23年に東京都港区が取り組む「みなとモデルCO2固定認証制度」に基づく協定を締結した。このことにより、適切に管理された森林から産出される国産材の利用が促進され、地域産材の利用拡大はもとより、国産材の需要拡大につながる。

#### 「木質バイオマス利用による低炭素社会の創造」

地球環境に配慮した低炭素な地域社会を創造するため、平成16年に北海道初となる木質バイオマスボイラーの導入以来、森林施業から発生する林地残材や木材加工工程で発生する端材、木くずなどの未利用バイオマスを原料とした、木質バイオマスボイ

ラーの導入に積極的に行ってきた。

現在では、複数施設に熱供給をする地域熱供給システムの整備などにより、町内公共施設におけるエネルギー自給率は31%に達している。

#### 「J-VER制度（オフセットクレジット制度）の活用」

森林が持つCO<sub>2</sub>吸収機能を活用するため、下川町を含む北海道内4町が連携し、環境省の「J-VER制度」に登録し、企業とのパートナーシップにより、新たな森林価値の創造を図っている。

#### **【解説⑤】P23参照**

## ii) 地域の責任ある関与の概要

### ア) 地域において講ずる措置

#### α) 地域独自の税制・財政・金融上の支援措置

- ①森林総合産業創出事業（平成23年度～平成27年度：1,029,740千円）  
→森林総合産業創出に関する事業
- ②私有林整備支援事業補助金（平成23年度予算額：12,476千円）  
→森林所有者が行う植林、除間伐など
- ③FSC（森林認証）管理事業（平成23年度予算額：636千円）  
→既に森林認証を取得又は当該事業年度内に取得する森林で、植林及び除間伐を実施する事業
- ④高性能林業機械等整備推進事業補助金（平成23年度予算額：10,000千円）  
→事業者が林業振興と経営安定を図るために行う施設、機械、設備の整備事業
- ⑤林業・林産業担い手育成事業補助金（平成23年度予算額：100千円）  
→事業者の従業員が国、道及び試験研究機関等が行う研修など
- ⑥森林作業員就業条件整備事業補助金（平成23年度予算額：922千円）  
→町・事業主・森林作業員が一定の掛金を負担して就労日数に応じて作業員へ奨励金支給
- ⑦林業労務改善協議会運営助成事業（平成23年度予算額：300千円）  
→林業関係者の労務改善と福利厚生事業を行う協議会への補助
- ⑧地域材振興資金利子補給事業（平成23年度予算額：1,513千円）  
→地域材加工流通施設の経営安定、流通の合理化を図るため金融機関から借入れた資金の利子補給
- ⑨林産協同組合事業補助金（平成23年度予算額：1,350千円）  
→地域制材業の協同組合に対する販路拡大に係る経費の補助
- ⑩林道網整備事業（平成23年度予算額：84,750千円）  
→町有林内の林道整備
- ⑪木質原料製造施設運営事業（平成23年度予算額：27,796千円）  
→林地残材などの未利用資源を収集し、木質バイオマスボイラーの燃料を製造供給
- ⑫町有林管理事業（平成23年度予算額：15,640千円）  
→町有林の適正管理と森林施業の推進や町有林野看守人及び町有林野管理監督員の配置並びに森



林国営保険への加入

⑬町有林整備事業（平成23年度予算額：145,487千円）

→町有林を整備するための各種施業（主伐、造林、下刈、除間伐、作業路開設など）の実施

⑭快適住まいづくり促進事業（平成23年度予算額：14,850千円）

→地域材を活用した住宅建築、改修等を行った場合の支援

⑮中小企業振興事業（FSC-COC認証取得支援）（平成23年度予算額：500千円）

→中小企業者が行うFSC-COC認証取得への支援

⑯中小企業振興事業（製材業事業資金利子補給）（平成23年度予算額：2,430千円）

→製材業等を営む者の協同組合に、事業の協業化、工場の集団化、企業構造の高度化、その他林産事業に必要な資金を貸し付けた場合の損失補償及び利子補給

**b) 地方公共団体の権限の範囲内での規制の緩和や地域の独自ルールの設定**

林業技術に関する資格制度の創設（地域独自の資格制度）

**c) 地方公共団体等における体制の強化**

下川町では、平成15年に「下川小流域管理システム推進協議会」を立ち上げ、川上から川下までの上川北部森林管理署、北海道、林産業企業を始めとする林業関係者、商工会、教育委員会、自然を考える会、消費者団体及びNPO法人など多岐にわたる構成員により組織される団体として、森林施業からFSC森林認証に至る案件を協議している。

また、平成23年7月には、林業振興部門を強化するため「林業振興推進室」を設置し、林業振興を強力で推進することとしている。

**イ) 目標に対する評価の実施体制**

**a) 目標の評価の計画**

数値目標(全)：平成26年度に中間評価を実施し平成27年度に最終評価を実施する。

なお、進捗状況については年度ごとに把握し、著しく進捗が遅れている場合は原因を検証し、翌年度の執行に反映させることとする。

**b) 評価における地域協議会の意見の反映方法**

毎年度、進捗状況の報告を行い、進捗に関する意見を聴取するとともに中間評価（平成26年度）と最終評価（平成27年度）にはそれぞれ事業推進に関する評価の意見を聴取する。

**c) 評価における地域住民の意見の反映方法**

下川町広報並びにHPに進捗情報を掲載するとともに地域のプレス等に情報をリリースして情報発信を行うとともに随時地域住民の意見を受け付けていく。

### iii) 事業全体の概ねのスケジュール

#### ア) 事業全体のスケジュール

〔H23年度〕

国有林との共同施業団地協定締結拡大及び分収造林推進、森林資源量調査実施、欧州研修実施及び機械の選定、路網計画作成及び整備、人材育成制度検討、町内木造利用の検討、F S C森林認証維持審査、木質バイオマスの利用拡大（エネルギー供給システム創造事業調査、住宅への再生可能エネルギー導入促進）

〔H24年度〕

国有林との共同施業団地協定締結拡大及び分収造林推進、森林施業体系の整備、森林内の情報環境整備、欧州研修実施及び機械の導入、欧州技術者の当町派遣及び現地研修、路網整備実施、フォレストセンター開設及び資格制度整備、F S C森林認証拡大更新審査、木質バイオマスの利用拡大（エネルギー供給システム創造事業調査、住宅への再生可能エネルギー導入促進、地域資源等調査研究、町営住宅への再生可能エネルギー導入促進、町立下川病院木質ボイラー導入）

〔H25年度〕

国有林との共同施業団地協定締結拡大及び分収造林推進、森林施業体系の確立、欧州研修実施及び機械の改良、路網整備実施、林業林産システムのICT化検討・サプライチェーン管理システム検討、地域外からの人材研修受け入れ開始及び資格制度実施、F S C森林認証維持審査、木質バイオマスの活用拡大（住宅への再生可能エネルギー導入促進、地域資源等調査研究、町営住宅への再生可能エネルギー導入促進、一の橋地区熱電供給システム導入、製材工場木質ボイラー導入など）

〔H26年度〕

国有林との共同施業団地協定締結拡大及び分収造林推進、持続可能な高度化された施業体制確立、路網整備実施、林業林産システムのICT化整備、国内他地域への技術移転開始、F S C森林認証維持審査、木質バイオマスの活用拡大（地域資源等調査研究、製材工場熱電供給システム導入など）

〔H27年度〕

国有林との共同施業団地協定締結拡大及び分収造林推進、アジア諸地域への技術

移転及び研修受け入れ、森林整備技術維持に係る研修制度開始、欧州地域との相互連携確立、林業林産システムのICT化促進、FSC森林認証維持審査

## イ) 地域協議会の活動状況

H23年9月：下川町総合特区推進協議会設立（第1回協議会と位置付け）

### 【構成員】

下川町	町長	安 齋	保
下川町森林組合	代表理事	山 下 邦	廣
北はるか農業協同組合	下川支所長	渡 辺 幸	一
下川町商工会	会長	夏 野 俊	一
下川林産協同組合	理事長	上 田 良	一
下川建設業協会	会長	金 子 一	志
北星信用金庫	下川支店長	小 口	徹

### 【設立目的】

総合特区制度を活用し、本町が目指す森林未来都市構想（森林総合産業）の実現に向けて、地域内における関係団体が連携をしながら推進する体制を確立し、一体となり取り組みを進めることを目的とする。

## 【解説①】 P 2 「定性的な目標」 関係

### ■下川町について

下川町は、北海道北部に位置する人口約 3,700 人の内陸の町である。全体面積 64,420ha のうち 56,977ha (88%) が森林で覆われ、林業・農業を基幹産業としている。その内訳は国有林 48,580ha、民有林 8,397ha (町有林 4,280ha、私有林 4,117ha) となっており町内森林面積の 85%を国有林が占めている。

社会インフラや保健・福祉等の住民サービスの強化による自律のまちづくりを積極的に展開してきた結果、人口減少は鈍化傾向にあるものの、高齢化率は 35%を超え、少子高齢化が進行している状況にある。

### ■町有林経営について

町有林面積 4,280ha、国有林の分収造林は 260ha、合わせた管理面積 4,540ha のうち人工林が 2,689ha と 6 割を超え、蓄積量は 70 万 m<sup>3</sup>を超えている。町有林の供給材積量は、年間 13 千 m<sup>3</sup>で町内必需材積量の 88 千 m<sup>3</sup>の 15%程度となっている。

毎年 50ha の造林と伐採を町内事業者に委託実施し、700ha となる撫育管理は全面的に森林組合に委託し一定の事業量を確保するとともに施業人材の確保と担い手の技術的な伝播を進めている。平成 15 年には森林認証 (FSC)<sup>1</sup>を取得し、町内の CoC 認証<sup>2</sup>製材工場へ木材を供給している。

### ■町内の林業事業体について

都府県のように林業経営のみで生計を立てている事業体はなく、農業、商工業等と兼業しているのが大半である。また、林産業は長年の国有林から大量の供給材によって一時は 19 事業所を有したが、平成 10 年から森林公益的機能重視により、供給材の減少などを要因として、現在の 9 事業体に至る。しかしながら、下川町の近隣を見てみると 9 事業体の存在は突出した事業数であり、持続した経営力の高さや林業構造改善事業等による適切な設備投資や町有林経営による木材供給などの地域ぐるみの経営支援によって成功した事例となっている。

### ■地域における国有林の取組みについて

国有林の下川地域における面積は 48,580ha で、下川町の森林面積の 85%を占めるに至る。平成 23 年 7 月現在における蓄積量は 425 万 m<sup>3</sup>となっており、下川町の蓄積量 559 万 m<sup>3</sup>の 76%を占め、年間の成長量は 7 万 m<sup>3</sup>となっている。また、人工林と天然林との割合では、

<sup>1</sup> FSC (Forest Stewardship Council、森林管理協議会) は、木材を生産する世界の森林と、その森林から切り出された木材の流通や加工のプロセスを認証する国際機関。その認証は、森林の環境保全に配慮し、地域社会の利益にかない、経済的にも継続可能な形で生産された木材に与えられる。

<sup>2</sup> COC (Chain-of-Custody、生産・加工・流通過程)。その認証製品の原材料が F S C 認証林から生産された証明でされた場合、その製品には F S C のロゴマークを付けることができる。

面積48,580ha中、11,550haで24%が人工林であるが天然林は35,450haで76%となっている。

また、平成22年には、「森林・林業再生プラン」の趣旨を踏まえて国有林と町有林で共同施業団地を設定して一体化を図り、効率的で持続的な森林経営を推進することを目的に「下川町森林共同施業団地設定協定」を締結した。

民有林関係者等と連携した森林整備の取組等を推進しており、近年では、路網整備と高性能林業機械を組み合わせた作業システムの普及や民有林と国有林が連携した「森林共同施業団地」の設定による一体的な路網や森林の整備を推進している。

## ■日本国内の状況

我が国は先進国の中でフィンランドに次いで2番目に森林率が高く、世界でも有数の森林国となっている。

平成21（2009）年の木材消費量（用材）は、前年比19%減の6,321万m<sup>3</sup>となったものの、平成22（2010）年は、3年ぶりに実質GDP成長率がプラスに転じていることや、経済対策等の効果もあって住宅着工が前年を上回ったことにより、木材需要は増加が期待されている。

また、平成21（2009）年の我が国の木材供給量（用材）は、輸入材を含めた供給量全体の6,321万m<sup>3</sup>に対し、国産材供給量が前年比6%減の1,759万m<sup>3</sup>であった。外材供給量は、世界的な金融危機やロシア政府による針葉樹丸太の輸出関税の引上げにより、前年比23%減の4,562万m<sup>3</sup>であった。この結果、木材自給率は前年より3.8ポイント上昇して27.8%となり、平成元（1989）年と同程度の水準となった。

## ■国内需要などの概要

国内の木材供給は、戦後を中心に造成された人工林資源の充実により、平成14（2002）年以降、増加傾向にある。木材輸入は、需要減少や輸出国における資源的制約等により、平成8（1996）年をピークとして減少傾向となっている。木材自給率は、平成14（2002）年を底として上昇傾向にあり、平成21（2009）年の自給率は27.8%に至る。今後、「森林・林業再生プラン」に基づく木材の安定供給と利用に必要な体制の構築が進むことにより、国産材の供給力が強化されることが期待されている。

国内の木材需要は、平成8（1996）年以降、減少傾向を呈し、平成21（2009）年には、対前年比19%減と大幅な減少となった。一人当たりの木材需要量も、ピーク時の昭和48（1973）年の半分（0.50m<sup>3</sup>/人）にまで落ち込んでいる。

## ■林業先進国の状況

スウェーデン、フィンランド、ノルウェーの北欧3カ国とオーストリアでは、林業が国内産業として営まれ、経営として十分成立している。いずれの国も本町よりも緯度の

高い地域にあるが、スウェーデン、フィンランドは大型車両機械による作業が行われ、オーストリア・ノルウェーでは急峻山岳林で架線系機械による作業が行われており、技術的に高効率作業を実現している。

### 【解説②】 P 5 「政策課題」 関係

森林管理コスト及び収益性の確保については、昭和55年をピークとした木材販売価格の長期的な下落が根底にあり、加えて原油価格の高騰、木材需要の変化など生産コストの上昇が影響している。現在、地域の主要樹種であるトドマツ林を森林整備計画に即し60年生で伐採した際の収益は、ha当たり50万円であり、補助金に頼らずこの収益のみをもって再度、林地に木を植栽する経費ha当たり70万円を負担することは困難な状況にある。このことは、地域の森林資源持続性及び雇用の継続に大きなマイナス要因となり、持続可能な山村地域の発展は見込めない状況にある。

林産事業については、前述の外国産材との競合関係が特に大きな問題となっている。最近の北海道材の平均的な価格比較をみると、トドマツ・エゾマツ製材 $m^3$ 当り約6万円に対し、米スプルーエ製材は港着価格で $m^3$ 当り約4万円となっている。この価格差には、現地での加工経費の違いも大きく影響している。さらに地域内で利用される木材の総量は、87千 $m^3$ であるのに対し、地域内から供給される木材の総量は、13千 $m^3$ にとどまっている。このことは、流通コストの加算を意味しており、国有林を含めた地域内の資源供給体制の再整備が待ち望まれている状況にある。本事業提案による面的拡大と森林管理コストの低減により、地域内から質・量ともに安定的な木材供給体制が整備されることで、加工流通コストの削減によって木材の利用が可能となり、外国産材との競争力強化につながる。

### 【解説③】 P 8 「地域独自の技術の存在」 関係

細材の活用では、独自の木炭製造炉を開発し、カラマツ木炭の低コスト量産を実現したことで製品化に成功している。また、木炭製造時に副産物として発生する木酢液は間伐材製品の防腐性能を向上させるための漬込み液として活用され、防腐処理された間伐材製品は環境に配慮した製品として販売されている。

枝葉からは精油を蒸留し、アロマテラピーオイルとして製品化され、蒸留後の葉は足湯材や枕材として活用し、オイル抽出後の蒸留液は芳香剤とするなど、森林で得られた木材を様々な形で活用している。精油事業は森林組合によって製品化と顧客の開拓がされ、現在では地元NPO法人へ引き継がれている。

#### 【解説④】 P 8 「地域の産業を支える企業の集積等」関係

近隣地域に比べ、製材業の継続的経営が行われている要因は、自社林を有し原木原料の一部を定量的に確保しつつ大手ハウスメーカーとの取引と大手自動車メーカー関連企業に対し工業製品の梱包材の取引や、大手製紙工業へパルプチップを供給し経営の安定化を図る企業。梱包材の供給と集成材のラミナー供給に特化した企業。原材料を針葉樹トドマツに特化し長年の製材技術と取引関係を活かして着実に経営安定を図る企業。パルプ材に特化してチップ加工する企業。広葉樹のシラカバ材を中心に割りばし製造に特化する企業。町有林を中核とする私有林の森林施業管理を事業の柱とするものの、間伐材等に価値を付加した木炭製造と、集成材加工技術をブラッシュアップさせた加工事業に取り組む全国的な知名度を有する森林組合。構造材を中心に集成材加工する協同組合など、それぞれの企業が得意分野に特化していることが挙げられる。

下川町森林組合は、平成22年に九州・大阪の森林組合と提携を結び、それぞれの自然環境が異なる特性を生かしながら、人的交流、技術交流、グリーンツーリズム交流などを展開している。

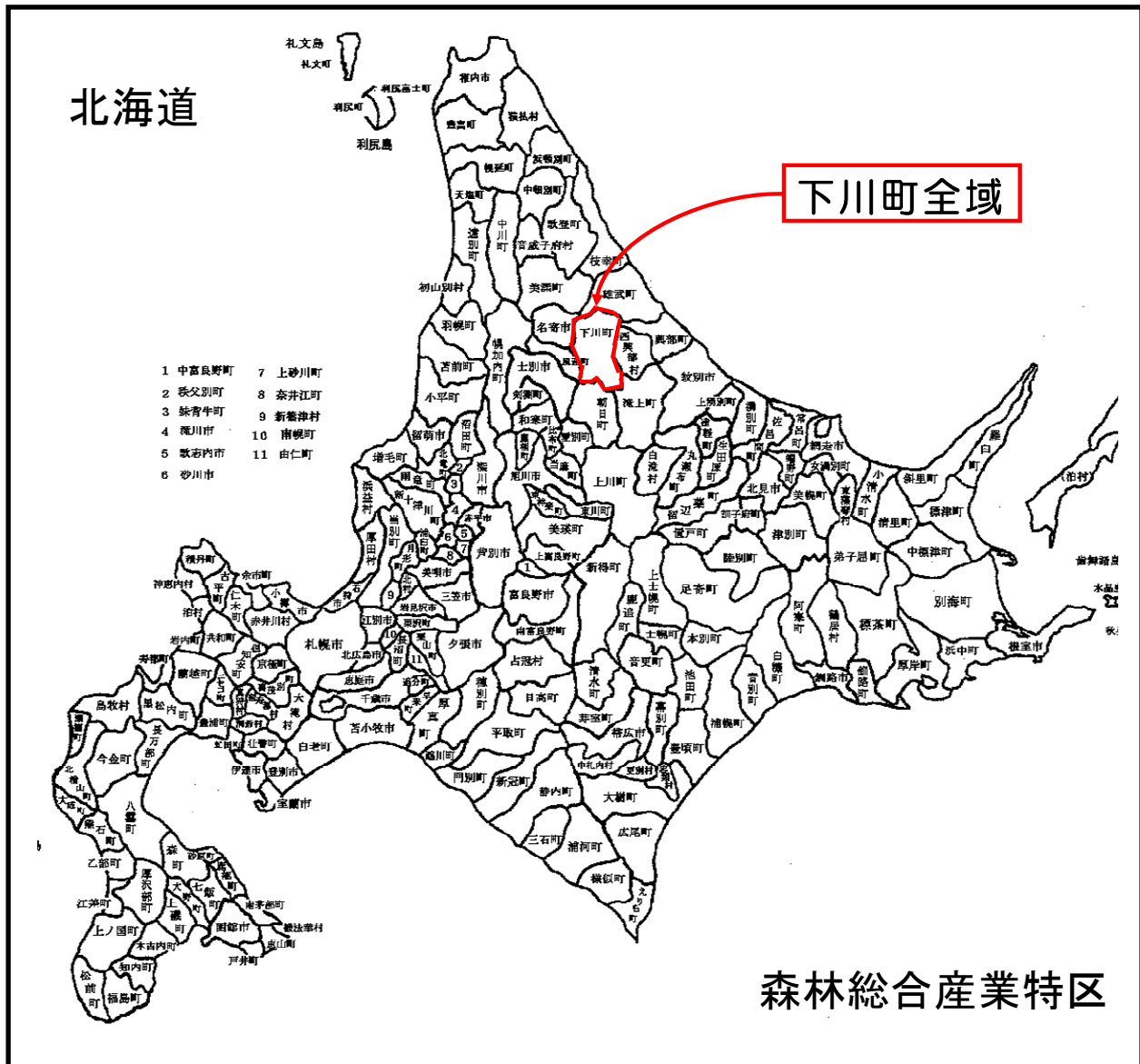
#### 【解説⑤】 P 15 「下川町森林共同施業団地設定協定」関係

下川町森林共同施業団地設定協定の具体的項目としては、①地域林業を担う新たな事業体による企業参入、②生産材の地域供給、③作業路開設と地域企業参入、④FSC認証林の拡大、⑤森林バイオマス利用、⑥森林整備の技術研修、⑦林業機械の技術開発研究、⑧分収造林地設定、⑨国有林野職員の町派遣、⑩エゾシカ対策を検討課題としている。

これらの中で、②については本年末に安定供給システム販売の公募予定があり、2,700m<sup>3</sup>程度の事業量の確保をめざす。③の関連について、国有林の林業専用道開設に関し町有林内の土地を無償貸与することとしている。⑧については告示中であり、下川町は応募することとしており、決定後には本年度中に地拵えと植林を予定している。⑩については異常繁殖により森林に食害を及ぼしていることから、北海道を始め積極的に駆除しており、駆除のための冬期間除雪を予定している。

以上のように協議項目の具体化が進んでおり、その他の項目についても二者間において協議が継続されている。協定期間は平成25年3月までとしているものの、本取り組みの検討は今後も延長することとしており、森林施業の推進及び地域振興を図ることとなる。

別添4 指定申請書の区域に含まれる行政区画を表示した図面





別添5 縮尺、方位、目標となる地物及び総合特区を表示した付近見取図





地域活性化総合特別区域の指定申請に伴う新たな規制の特例措置等の提案書

平成23年9月30日

内閣総理大臣 殿

北海道下川町長 安 齋 保

総合特別区域法第10条第1項（第33条第1項）の規定に基づき、地域活性化総合特別区域の指定申請に伴い、新たな規制の特例措置その他の特別の措置として、別紙提案書の通り提案します。

1 提案団体名

下川町

2 提案内容

別表のとおり

別表 規制の特例措置等の提案書

提案団体名:北海道下川町

提案事項管理番号 ※事務局入力欄	提案事項名	現行の規制・制度の概要と問題点	改善提案の具体的内容	提案理由	政策課題・解決策との関係		根拠法令等	現行の規制・制度の所管・関係官庁	区分					
					政策課題	解決策			規制	税制	財政	金融	その他	
	欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入ともなう規制の緩和	特定特殊自動車(オフロード車)の少数輸入をする際、技術基準に適合に向けた申請・承認が必要となる。	申請・承認に時間を要するところから、海外の排出ガス基準に適合する特定特殊自動車については、届出としたい。	審査の簡素化により、欧州普及型林業機械の導入の効率化を図るため。	地域林業・林産業の再生＝森林総合産業の確立	林業システムの高効率化(欧州普及型林業機械の国内改良導入)	特定特殊自動車排出ガスの規制等に関する法律第12条 同施行令第4条 同施行規則第18条	経済産業省、国土交通省、環境省	○					
	"	車両(積載物含む)の高さ制限が3.8m以下であり、欧州の高性能林業機械(高さ3.8m程度)を輸入し、国内で改良するために搬送する際、若しくは改良した林業機械を林内へ搬送する場合、道路管理者の許可が必要となる。	高さ制限の緩和、若しくは道路管理者への届出による取り扱いとしたい。	欧州普及型林業機械の輸入・改良及び作業現場への搬送に係る林業システムの高効率化を図るため。	地域林業・林産業の再生＝森林総合産業の確立	林業システムの高効率化(欧州普及型林業機械の国内改良導入)	道路法第47条第2項及び第47条の2 車両制限令第3条	国土交通省	○					
	"	積載物の高さ制限が3.8m以下であり、欧州の高性能林業機械(高さ3.8m程度)を輸入し、国内で改良するために搬送する際、若しくは改良した林業機械を林内へ搬送する場合、出発地を所管する警察署長の許可が必要となる。	高さ制限の緩和、若しくは所管する警察署長への届出による取り扱いとしたい。	欧州普及型林業機械の輸入・改良及び作業現場への搬送に係る林業システムの高効率化を図るため。	地域林業・林産業の再生＝森林総合産業の確立	林業システムの高効率化(欧州普及型林業機械の国内改良導入)	道路交通法第57条 同施行令第22条	国土交通省	○					
	"	鉄カタピラの構造を有する自動車(ナンバー無し)は、公道(舗装道)を走行する場合、鉄板等を敷いて路面を損傷しないように措置しなければ走行できない。	道路管理者及び所轄する警察署長への申請・許可により通行可能としたい。	森林内の限定区間(作業現場間移動)を自走することで林業システムの高効率化を図り、コスト削減に繋げるため。	地域林業・林産業の再生＝森林総合産業の確立	林業システムの高効率化(コスト削減)	車両制限令第8条 道路交通法第77条	国土交通省	○					
	先進林業機械導入にともなう欧州からの技術者招へい	外国人が在留することができ短期滞在の期間は、最高で90日までとなる。	長期にわたり連続して滞在できることとしたい。	欧州指導者の長期招聘による林業システムの高効率化を図るため。	地域林業・林産業の再生＝森林総合産業の確立	林業システムの高効率化(欧州指導者の長期招聘に対するビザ発給要件の緩和による作業員能力の向上)	出入国管理及び難民認定法第2条の2第3項	法務省	○					

※「区分」欄には、該当する区分に「○」を記載してください。(複数記入可。)

## 別添 9 地域協議会の協議の概要

地域協議会の名称	下川町総合特区推進協議会
地域協議会の設置日	平成23年9月26日
地域協議会の構成員	下川町 下川町森林組合 北はるか農業協同組合下川支所 下川町商工会 下川林産協同組合 下川建設業境界 北星信用金庫下川支店
協議を行った日	平成23年9月26日
協議の方法	協議会を開催
協議会の意見の概要	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 欧州型林業機械の導入については、既に導入事例がある。</li> <li>2. 下川の産業が循環するしくみが重要。提案の内容に先駆性を加え、下川の産業をクラスター式にうまく結び付けていく形が良いのではないか。</li> <li>3. 以前、研究していた、フォレストセンター構想を実現するに良い機会ではないか。</li> <li>4. 総合特区制度の活用を大いに進め、最大限努力して貰いたい。取り組みに対して支持をする。</li> </ol>
意見に対する対応	<ol style="list-style-type: none"> <li>1. 欧州の林業機械をベースに、日本の企業の技術を入れて、地域に適合した機械を開発していく。</li> <li>2. 産業循環については、林業、林産業から発生する林地残材や端材などを自給エネルギー資源として地域内で循環させることで、追加的収益が見込まれる。</li> <li>3. フォレストセンターは、「人材育成システムの構築」の中心的機関とする。</li> <li>4. 下川町の20年後を視野に、経済的自立をめざして取り組んでいく。</li> </ol>

**別添 10 指定申請書に記載した事業で、併せて提案した規制の特例措置等の適用を見込む事業の一覧（参考資料）**

事業名	適用を見込む規制の特例措置等	新たな提案
<ul style="list-style-type: none"> <li>・共同施業団地化推進事業</li> <li>・欧州普及型高性能林業機械導入・改良事業</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 欧州普及型高性能林業機械の国内改良導入規制               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 排出ガス審査手続きの緩和</li> <li>・ 機械搬送の高さ制限の緩和と搬送許可手続きの緩和</li> <li>・ 森林内に限定した機械の自走に対する規制の緩和</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> <li>○</li> <li>○</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成事業（林業機械調査・研修）</li> <li>・人材育成事業（フォレストセンター開設）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>■ 欧州からの技術者招へい               <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 長期指導に対応した滞在許可期間の延長</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○</li> </ul>

※ 新たに提案したものに加え、総合特別区域基本方針第5「総合特別区域における産業の国際競争力の強化及び地域の活性化の推進に関し政府が講ずべき措置についての計画」に記載されているものについても、記載してください。

※ なお、新たに提案したものについては、「新たな提案」の欄に「○」を記載してください。

別添11 指定申請書に記載した事業ごとの支援措置の要望の一覧(参考資料)

●基本事項

地方公共団体に関する情報	地方公共団体名	下川町	担当部署名	建設林務課	担当者名		電話番号		E-Mail	
総合特別区域の名称	森林総合産業特区			国際・地域の別	地域	対象地域	下川町全域	計画期間	平成 24 年度 ~ 平成 28 年度 ( 5 年間)	

●国の財政支援を希望する事業

事業番号	事業名	事業内容	実施主体	所管省庁名	国の制度名	新規拡充	新規・拡充内容	総事業費 (単位:千円)	年度別 事業費(上段)・国費(下段) (単位:千円)				
									H23	H24	H25	H26	H27
1	共同施業団地化推進事業	国有林との共同施業団地を拡大する中で、分収造林を実施する。これらにより、雇用の創出と地域の活性化に資する。	下川町	林野庁	森林環境保全直接支援制度			117,800	7,400	15,100	23,100	31,600	40,600
								80,110	5,030	10,270	15,710	21,490	27,610
2	高密度連絡路網整備事業	共同施業団地内の森林整備を推進するため、林道等を開設する。	下川町	林野庁	農山漁村地域整備交付金 森林環境保全直接支援制度			1,091,400	146,000	179,000	215,000	260,000	291,400
								573,800	75,500	92,800	112,200	137,700	155,600
3	人材育成事業(林業機械調査・研修)	欧州普及型林業機械の導入に当たり、北海道における利用性、汎用性、メンテナンスなどを国外において調査・研修する。	森林組合	林野庁		新規	現状での支援制度が無いため、研修制度の創出。	15,000	5,000	5,000	5,000		
								7,500	2,500	2,500	2,500		
4	人材育成事業(フォレストセンター開設)	林業技術の向上、機械メンテナンス、担い手育成など、森林・林業の研修、森林文化を醸成する機関連の設置及び運営し、地域独自の資格制度を創出する。	関係団体	林野庁	林業労働力の確保の促進に関する法律			21,000	3,000	3,000	5,000	5,000	5,000
								10,500	1,500	1,500	2,500	2,500	2,500
5	欧州普及型高性能林業機械導入・改良事業	欧州で普及している高性能林業機械を導入、北海道仕様へ改良し、効率化・低コスト化を図る。	協業体	林野庁	林業・木材産業構造改革事業			90,000		80,000	10,000		
								45,000		40,000	5,000		
6	森林資源量解析事業	国有林及び民有林の森林資源のICT技術による一元管理と集積データの高度利用を図る。	下川町	林野庁		新規	森林調査簿だけでなく、航空レーザーや衛星による資源解析が必要。	84,000	25,000	28,000	28,000	3,000	
								63,000	18,750	21,000	21,000	2,250	
7	林産システム革新事業	高性能林業機械の導入と森林資源解析による資源把握を踏まえ、生産される木材の一元管理をICT技術で行う。	協業体	林野庁	林業・木材産業構造改革事業			20,000				10,000	10,000
								10,000				5,000	5,000
8	FSC森林認証拡大事業	共同施業団地における国有林FSC認証林の拡大し、生産される木材の付加価値を追求する。	森林組合			拡充	森林認証の拡大とPR、財政支援	10,900	900	5,800	1,400	1,400	1,400
								5,450	450	2,900	700	700	700
9	小規模分散型再生可能エネルギー供給システム整備事業	林業・林産業から発生する木質バイオマスを活用した、地域内エネルギー供給システムを整備する。	下川町	林野庁	林業・木材産業構造改革事業			750,000	150,000	250,000	200,000	150,000	
								375,000	75,000	125,000	100,000	75,000	

<記載要領>

- 「国の財政支援を希望する事業」については、総合特区計画の推進のため、優先順位の高いものから順次記載してください。
- 「事業名」欄には、総合特区指定申請書に記載されたものと同じ名称を用いてください。
- 「事業内容」欄には、目的・対象者・規模等が分かるよう、かつ簡潔に記載してください。
- 「国の制度名」欄には、既存制度名や要綱名を記載してください。なお、作成団体で分からない場合、都道府県や地方支分部局等に可能な範囲内で問合せの上、記載してください。(どうしても分からない場合、「不明」で可)新規制度の創設を希望する場合は空欄のままにしておいてください。  
※内閣府所管の「総合特区推進調整費」は各府省の予算制度を補完するものであるため、「国の制度名」には各府省の予算制度名を記載してください。(総合特区推進調整費を記載することはできません。)
- 「新規拡充」欄には、新規制度の創設を希望する場合は「新規」を、既存制度の拡充を希望する場合は「拡充」を選択してください。(いずれでもない場合は空欄)
- 「新規・拡充内容」欄には、「新規」の場合は国が財政支援すべき理由を、「拡充」の場合は拡充の内容と理由を記載してください。
- 事業数が10を超える場合は、適宜、行挿入して追加してください。
- 「事業費」欄:補助金(交付金)の場合は補助(交付)対象経費を、地方負担がない事業の場合には国費相当額を記載してください。
- 「年度別事業費・国費」欄について、財政支援措置を希望する年度が5ヶ年を超える場合、適宜記入欄を追加してください。